

石川県公報

令和元年8月27日(火曜日)

号外

(第26号)

目次

訓令	
○石川県立中央病院放射線障害予防規程の一部改正 (医療対策課) 1	

訓令

石川県訓令第1号

石川県立中央病院

石川県立中央病院放射線障害予防規程(平成元年石川県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和元年8月27日

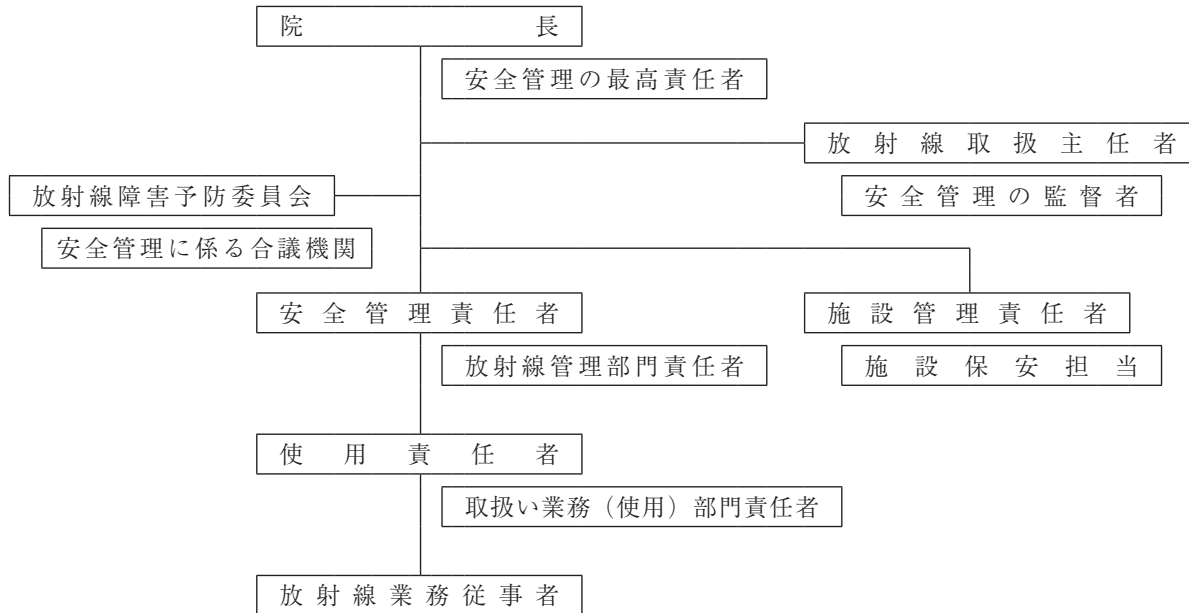
石川県知事 谷本正憲

第1条中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改め、「放射性同位元素、」を削る。

第3条第2号を削り、同条第3号中「放射性同位元素の使用、保管、運搬及び廃棄の作業、」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「放射性同位元素等又は」を削り、同号を同条第3号とし、同条第5号中「、貯蔵施設」を削り、同号を同条第4号とする。

第4条第2項中「放射線取扱主任者」を「、放射線取扱主任者」に改め、同条第3項中「第9条第1項」を「、第9条第1項」に、「及び第7条」を「、第7条及び第29条」に改める。

第5条中「放射性同位元素等又は」を削り、同条の図を次のように改める。



第6条第1項中「放射線障害発生」を「、放射線障害発生」に改め、同条第3項中「主任者が」を「、主任者が」に改め、同条に次の1項を加える。

4 院長は、主任者を選任又は解任したときは、その日から30日以内に原子力規制委員会にその旨を届け出なければ

ならない。

第7条中「病院」を「、病院」に改める。

第10条第2項中「放射性同位元素等又は」を削り、「第28条第1項」を「第24条第1項」に改める。

第11条第3項中「第25条」を「第21条」に、「第26条」を「第22条」に改める。

第12条第2項第3号中「及び密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を装備した機器」を削る。

第16条の見出し中「密封放射性同位元素及び」を削り、同条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項を第2項とする。

「第6章 保管、運搬及び廃棄」を「第6章 廃棄」に改める。

第17条から第20条までを削る。

第21条中「放射性同位元素等」を「放射性汚染物」に改め、同条を第17条とし、第7章中第22条を第18条とする。

第23条第1項中「及び放射性同位元素による汚染の状況」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条を第19条とする。

第24条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第9号中「第7号」を「第6号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とし、同条第11号中「第9号」を「第8号」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号中「第7号」を「第6号」に改め、同号を同条第11号とし、同条を第20条とする。

第25条第2項第1号ア(イ)及びイ(イ)中「1年を超えない期間ごと」を「前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号ア(ア)及びイ(ア)についての実施項目及び時間は、次の表のとおりとし、前号ア(イ)及びイ(イ)についての実施項目及び時間は、放射線発生装置の安全取扱いの経験及び業務内容により主任者が決定する。

実 施 項 目	時 間
ア 放射線の人体に与える影響	30分以上
イ 放射線発生装置の安全取扱い	1時間以上
ウ 放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令及び石川県立中央病院放射線障害予防規程	30分以上

第25条第3項中「認められる者」を「主任者が認める者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、教育及び訓練を省略したときは、その理由を記録しなければならない。

第25条第4項中「教育を」の次に「管理区域に立ち入る前に」を加え、第8章中同条を第21条とする。

第26条第1項第1号中「次のとおり」を「、次のとおり」に改め、同号イ中「1年を超えない期間ごと。」を「6月以内ごとに1回」に改め、同条第2項中「次の各号の一に該当する」を「実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある」に改め、同項各号を削り、第9章中同条を第22条とする。

第27条に次の1項を加える。

3 主任者は、業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、健康診断を受けさせ、必要な保健指導を行い、その結果を院長に報告しなければならない。

第27条を第23条とする。

第28条第1項中「、保管、運搬」を削り、同条第2項第1号中アを削り、イをアとし、同号ウ中「放射性同位元素又は」を削り、同号ウを同号イとし、同号エ中「放射性同位元素又は」を削り、同号エを同号ウとし、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「放射性同位元素等」を「放射性汚染物」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条第3項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」を「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」に改め、第10章中同条を第24条とする。

第29条第1項中「地震」を「震度4以上の地震」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により通報を受けた主任者は、管理区域において火災等の異常事態が発生した場合においては、直ちに原子力規制委員会へ電話及びファクシミリにより施設の巡視及び点検の結果を報告しなければならない。

第11章中第29条を第25条とする。

第30条第1項中「放射性同位元素等」を「放射線発生装置」に改め、同条第2項中「又は国土交通大臣」を「及び厚生労働大臣」に改め、同条に次の1項を加える。

3 院長は、第1項の事態における応急の措置を講じた者、周囲にいた者又は緊急作業者が法令で定めた数値を超える被ばくをした場合又は被ばくをしたおそれがある場合は、直ちにこれらの者に対して健康診断を実施し、その後の経過を観察しなければならない。

第12章中第30条を第26条とする。

第31条の見出し中「及び報告」を「報告及び情報提供」に改め、同条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同項第4号中「前各号のほか」を削り、同号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

3 院長は、第1項の事態について外部からの問合せがあつた場合は、その災害及び危険事態の大きさにより外部への情報提供の方法の判断及び決定をし、次に掲げる情報を随時提供する。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染の状況等による事業所外への影響
- (3) 応急の措置の内容
- (4) 放射線測定器による放射線の量の測定結果
- (5) 事故の原因及び再発防止策
- (6) その他事故に関する情報

第13章中第31条を第27条とする。

第32条を第28条とし、本則に次の1章を加える。

第14章 業務の改善

(業務の改善)

第29条 安全管理責任者は、次に定める順序により放射線発生装置の使用等に係る安全に関する業務（以下この条において「放射線安全管理業務」という。）の評価及び改善を継続的に行わなければならない。

- (1) 安全管理責任者は、放射線安全管理業務が法その他の関係法令及びこの訓令に適合しているかを使用責任者が実施する定期的な自主点検により確認する。
- (2) 安全管理責任者は、前号の点検により改善を要する項目が確認された場合は、当該点検を行つた使用責任者と不適箇所の改善の検討を行い、その改善に経費がかかる場合は、その旨を施設管理責任者に報告する。
- (3) 安全管理責任者は、前号の規定により検討された改善内容をもとに、施設管理責任者及び使用責任者へ不適箇所の改善を指示する。
- (4) 前号の規定による指示を受けた使用責任者は、改善にかかる経費等を含めた改善計画書を作成して安全管理責任者へ報告する。
- (5) 前号の規定による報告を受けた安全管理責任者は、必要に応じて放射線障害予防委員会に諮問するなどして改善計画書の内容を精査した後、改善計画を承認する。
- (6) 使用責任者は、前号の改善計画に従つて改善を行い、その措置について改善報告書に記録して安全管理責任者に提出する。
- (7) 安全管理責任者は、不適箇所の改善を確認後、必要に応じて意見を加え、前号の改善報告書を院長に提出し、その結果を報告する。

別表第1中「第29条」を「第25条」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める改正規定に限る。）及び第28条第3項の改正規定は、令和元年9月1日から施行する。

